

機密保持誓約書

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事 殿

20 年 月 日

住所
商号/名称
代表者役職・氏名

⑨

※押印を省略する場合、以下も記載ください

【押印省略】

本件責任者 (氏名)
(役職)
(所属先)
(連絡先) 電話番号及び電子メールアドレス

担当者 (氏名)
(役職)
(所属先)
(連絡先) 電話番号及び電子メールアドレス

当社は、「 (業 務 名 称) 」(調達管理番号△△a△△△△△)の調達(以下「本調達」という。)に関して、以下の各事項を遵守することを誓約します。

- 本誓約における「機密情報」とは、文書、電磁的記録、電子メール、口頭、視覚的手段その他の方法、記録媒体のいかんを問わず、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)が当社に対して開示し、かつ、開示の際に秘密である旨を明示した情報をいう。
- 当社は、機密情報を本調達の目的にのみ使用するものとし、本調達の目的以外には使用しないものとする。
- 当社は、機密情報が含まれる書面その他の記録媒体を他の資料、物品等と明確に区別し、善良な管理者の注意をもって保管することとし、機密情報を本調達のために知ることが必要な当社の役員、従業員に対してのみに開示するものとし、開示にあたっては、本誓約の内容を遵守させるものとする。
- 当社は、JICAの書面による事前承諾なくして機密情報を第三者に開示しないものとする。
- 当社は、4項の定めにもかかわらず、法令、裁判所、行政機関その他の法令に基づいて開示を要求する正当な権限を有している者から機密情報の開示を求められたときは、JICAに事前に通知した上で、機密情報を開示することができるものとする。
- 当社は、本調達に当たって第三者に機密情報を開示、閲覧等させる必要がある場合は、機密情報

を開示する第三者に対して、開示する情報が機密情報である旨を告げ、本誓約と同程度の機密保持義務を遵守させるものとし、第三者が誓約した機密保持誓約書の写しを JICA へ提出するものとする。

7. 当社は、機密情報を第三者に開示する場合は、JICA とも協議し、必要に応じて一部マスキングを施した上で開示するなどの対応をすることとする。
8. 当社は、本調達にかかる業務が終了し又は JICA から要求された場合には、当社又は 6 項で定める第三者が保持する機密情報を速やかに JICA に返却し又は破棄するものとする。
9. 当社は、当社又は 6 項で定める第三者が本誓約に違反したことに起因又は関連して、JICA が損害又は費用（弁護士費用を含みます。）を被った場合、JICA に対し、これを全て賠償するものとする。

以上